

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

立憲主義の日本的困難

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

立憲主義の日本の困難

尾崎行雄批評文集 1914－1947

SAMPLE
尾崎行雄著
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水

立憲主義の日本的困難

目次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

憲政の本義 一九

専制治下の人民は生命財産の権利を有せす

専制政体維持の必要条件 三

立憲政体維持の必要条件 二三

先帝陛下の最大偉業 三

帝国憲法の神髓 二五

人畜の相異は選挙権の有無に在り 二六

選挙人の腐敗は立憲政体の最大弊毒 二七

選挙人は政治問題の終審裁判官 二八

議員の兼務し得べき職司 二〇

議員は踏台に非ず 三四

憲政の危機 三九

緒言 三九

議会の威信失墜 四〇

衆議院の醜態は選挙人の罪 四〇

選挙は常に在野党に有利なるべき筈 四一

事実の有無と道理の当否を度外視す 四二

懲罰事犯の実例 四三

意見に対して懲罰 四四

選挙は憲政の神髓 四五

選挙界の腐敗堕落 四六

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

憲政の破滅

六六

最終日夜半の光景 六六
官報速記録の記事 六七

帝国の禍根

六三

封建思想と軍国主義 六三
軍備拡張競争は我が國を貧弱ならしむ
軍国主義の非難に対する弁解は無効 六四

立憲国の内閣更迭事由

五六

内閣の辞職 五六
両大政党の軍閥援助 六〇
内閣破壊の正道 六一
内閣の自潰 六一

封建思想と議会政治

五〇

封建思想と悪事の競争 五〇
党議の束縛、良心の解放 五一
英米の実例 五三
党議制廃止の必要 五四
議会の言論 五五

芝居の斬合 下手の自己流 五六

軍閥官僚の腐敗運動 四七
選挙界の廓清 四九

官文書偽造以上の大問題 六七

二罪俱発の場合か 六九

何人も聴取する能わざる宣告及び採決
議長自ら議長たる資格を抛擲す 七〇

国家の優劣と憲政の成否 七一

過激法案の阻止 七一

議事妨碍は一種の議院戦略 七三

弱者の武器 七三

毒薬は濫用すべからず 七五

過激法案に対する貴族院の修正 七五

滑稽頻発 七六

誇かずして刈らんと欲するもの 七七

我が同胞が国事に冷淡な例証 七八

誤れる憲政の常道論 七九

在野党各派の聯合は困難 八〇

反対論者の口実 八一

自業自得 八二

貴衆両院の聯立内閣 八三

朝野両党の践むべき正道 八三

政党改新の必要 八四

急務中の急務 八五

議長の資格喪失 八六

再び「憲政の常道」について 八六

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

普選実施の影響 九一

変化は進歩である 九一

選挙は候補者のためではない 九四

泥棒の提灯持ち 九六

英國の選挙費用 九八

議院無視、直接行動の危険 一〇〇

國民再教育の要 一〇二

英國議会の例 一〇四

後ろ向きに進む日本 一〇七

憲政の障害物を除け 一二

皇室費に関する件 一二

内大臣府廃止に関する件 一二三

元老の暴慢無礼に関する件 一二二

元老廃止の必要に関する件 一二一

枢密院の改革に関する件 一二三

陸海軍大臣の任用資格に関する件 一二四

陸海軍犯罪者の特別待遇に関する件 一二五

加藤（高明）首相の答弁書 二五

政界革新の根本 二八

軍備問題の実例 二八

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

国家の病状病源 二〇
成敗利鈍と正邪曲直 二三
法律と思想の衝突 二五
暴力時代と道理時代 二六
悪事醜行の大演習 二七
国病治療の第一着歩 二八
行詰りの原因と打開策 二九

今や日本に味方なし 二五
傲慢不遜になった日本人 二七

物価の騰貴が不景気の原因 二四

政府が率先節約せよ 二四

金輸出禁止の弊 三四

不自然な経済政策 三四

選挙費がその百倍の増税となる
選挙民の無自覚 四五

政治読本 五九

はし書き 五九
自主独立人へ 一〇〇
国家と個人 一六二
国家の発達 一六四
愛国の本義 一六六

忠君の本義	一七〇
憲政の本義	一七三
司法権の独立	一七五
行政権の今昔	一七七
立法権の優越	一八一
両院の構成とその権限	一八三
一般投票	一八五
選挙の神聖	一八七
選挙の費用	一九一
立憲制度と封建思想	一九四
憲政の本質	一九八
憲政の今昔	二〇〇
財閥政治	二〇三
国防の本義	二〇五
八方塞り	二〇八
幕末史の再演	三一
局面打開の応急手段	三六
第二維新の長計	三九
私有慾と奉公心	三三
政党政治の将来	三六
前 言	三六
我が国に於ける現在の政党の良否	三三六

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

官僚論

三四二

日本の官僚主義は封建的	三四二	政党改善の捷径	三七〇
官僚式は会社や銀行にも感染	三四三	政党腐敗の本源	三七一
官僚主義の復活種々相	三四四	選挙民の訓育	三七五
官僚式の極端な二、三の例	三四五	選挙界の革正	三七六
日本の官僚はドイツ流	三四六	選挙に対する刑事政策	三七七
昔の官僚と今の官僚	三四七	政党の維持費	三七八
政治組織における官僚主義	三四八	政・民両党的将来	三七九
一九三五、六年の危機とは？	三四〇	議会政治以外の政治機構	三八〇
結局は国内経済の危機	三四一	專制政治復活の手段方法	三八一
		立憲的独裁政治	三八二
		強固なる内閣と政情安定	三八三

官僚主義を矯正する途 二五一

東条首相への公開状 二五三

予と立憲政治の関係 二五五

民選議院の建白書に感動 二五五

政府委員となるための予備就職 二五六

明治十四年の政変 二五七

トッドの議院政治論を翻訳す 二五七

改進黨の組織 二五八

保安条例で三年間の東京退去 二五九

歐米漫遊と「帝室論」 二五九

議員生活の目的 二五九

帝室内閣と政党内閣 二六〇

わが国最初の政党内閣 二六一

いわゆる共和演説問題 二六二

政党の発達とその腐敗解消 二六三

立法院の権威を高めよ 二六四

憲法で国は救えぬ 二六五

議会と政府の位置 二六七

議員・国民の奴隸根性 二六八

歴代首相は閥族出身者 二六九

抱負のない今の議員 二七〇

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

内閣打倒は手柄とならぬ

二七〇

政党と徒党の別

二七一

首領さえ出せぬ今の政党

二七二

議事と喧嘩を区別せよ

二七三

新憲法の運用

二七五

頭の切りかえ

二七五

眞の政党政治へ

二七六

力の争いをやめよ

二七七

理想は世界連邦

二七七

殺人と虚偽の矯正

二七九

新憲法の施行を祝す

二八〇

立憲政治の再建

二八三

序に代えて

二八三

大臣席は不要

二八四

亡国的人民か

二八五

国民反省の要点

二八六

議会は芝居に非ず

二八七

日本に政党はない

二八八

投票の無駄

二八九

政党軍國化の因

二九〇

議員の無良心

二九一

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

挙国一致の秋	二九三
労働者と政治	二九三
最近の労働争議	二九四
犯罪の標準	二九五
重要事業は国営に	二九六
インフレとデモ	二九七
憲政に弊害もある	二九八
憲政と專制の相違	二九九
幼児から政治教育を	三〇一
憲政堕落の因	三〇二
日本流は適さず	三〇三
外国の手本に抛れ	三〇四
党略政争を排す	三〇五
政党は解体せよ	三〇六
選挙民の訓育	三〇七
訓育方法と党費の公開	三〇八
党費は党員の醸出で	三〇九
党首と党費の支弁	三一〇

尾崎行雄略年譜 二二三

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

一、本書は尾崎行雄の著作から、立憲主義をめぐる批評文を選んでまとめたものである。底本には尾崎聖堂全集編纂委員会編『尾崎聖堂全集』（一九六二年、尾崎聖堂全集刊行会刊、十二巻構成改訂版）を使用した。

一、収録のテキストは年月日の順に配置した。

一、本書では新漢字・新仮名遣い表記を採用した。「廿」は旧漢字ではないが例外的に「二十」と表記した。

一、読み仮名ルビを多少補い、送り仮名を多少加減した。例、来す→來たす。

一、踊り字は「々」のみを使用した。

一、行内の二行割註は本書刊行所による註記である。

一、読点を補つたところがある。例、「ろくしち」と読む「六七」を「六、七」。

一、敬礼の隔字は詰めて表記した。

一、漢字の用法が現今一般的なものと違う場合もそのままに表記した。例、著手。また、誤用と断定しがたい表記もそのままに表記した。例、縮少。

一、字義が通じあう関係にあり、かつ形がごく似ている漢字は、現今一般的なほうに統一して表記した。例、瓦→亘、枉→枉。

一、現今、一般に漢字表記が避けられる傾向にある左記の語を仮名表記に置き換えた。送り仮名と活用語尾は代表例。亞細亞（アジア）、方る（あたる）、雖も（いえども）、聊か（いさか）、苟も（いやしくも）、愈々（いよいよ）、所謂（いわゆる）、況んや（いわんや）、瓦斯（ガス）、曾て（かつて）、加奈太（カナダ）、蓋し（けだし）、斯う（こう）、此（ここ）、茲（ここ）、悉く（ことごとく）、此（この）、此（これ）、是（これ）、之（これ）、曩に（さきに）、而して（しかして）、屢々（しばしば）、夫の（その）、其（その）、抑も（そもそも）、夫れ（それ）、啻（ただ）、忽ち（たちまち）、兎も角（とにかく）、土耳其（トルコ）、乃至（ないし）、猶お（なお）、尚お（なお）、就中（なかんずく）、為す（なす）、為る（なる）、布畦（ハワイ）、磅（ボンド）、哩（マイル）、況して（まして）、亦（また）、寧ろ（むしろ）、若し（もし）、齋す（もたらす）、矢張（やはり）、稍々（やや）、動も（ややも）、拉典（ラテン）、露西亞（ロシヤ）

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

立憲主義の日本的困難

尾崎行雄批評文集 1914-1947

憲政の危機

緒言

我が國立憲政治の現状に満足するものは少なかろう。特に第四十三議会（大正九年）の衆議院に満足するものは、殆んど無かろう。従つてこれに対する評論は、自然に非難攻撃となりやすいが、同じ非難攻撃でも、惡意を以てやる者と、善意を以てやる者との差別がある。予の如きは、明治十一、二年の頃より、諸先輩の後えに附隨して国会開設に熱中し、爾來四十有余年の久しき、常にこれがために尽力し来たつたのである。即ち予が一生は、立憲政治のために費したので、残るところの生涯も、すべてこの道のために消費する覺悟である。故に憲政の現状を批評して、たとえ非難攻撃と聞ゆるものがあつても他の第三者の位置に立つて、徒らに悪口雜言を恣にする者とは、全くその性質を異にし、あたかも慈父が愛兒に対するが如く、これを矯正する目的を以て、その短所欠点を指摘するのであつて、決してこれを呪詛し破壊するがためにするのではない。ただ余り立憲政治を護り立つるに熱心なるがため、その短所欠点を指摘論評することも、或いは傍観者よりも深刻なるかも知れない。然し深刻なるだけ、それだけ多く、これを愛護し、前途の發達を熱望するの深情が籠つて居る事を諒解して貰いたい。惡意を以て罵詈する者と、善意を以て批評する者とを混同されでは困る。同じ小言でも、慈父の小言と、繼母の小言とは、その精神に於て深大なる差異がある。

一九二〇（大正九）年八月。

SAMPLE
Shinsui.com

議会の威信失墜

衆議院の醜態は選挙人の罪

このほど閉会した臨時議会の衆議院は、僅か三十日にも足らない短き今期中に、非常の不名誉を残した。予は初期以来の議院生活中にあんな不体裁な議会を見た事がない。

直接もしくは間接にこれを見聞した者は、皆多大の失望を禁じ得なかつたろう。従つて衆議院を非難攻撃する声の、世間に喧しいのも無理はない。世間には更に一步を進めて既に全くこれに絶望し、「立憲政治は、結局我が国民性に適合しないもの」と諦め、これを輕侮し、これを度外視して、批評の労すら執らない者もあるようだ。従つて社会国家の進歩改良を図り、方今の時弊を矯正するためには、立法的手段に拠らずして、直接行動を執らんとする連中が、知識階級にも、また下層階級にも、漸次増加するようだ。實に由々しき大事件と言わねばならぬ。

衆議院の現状に不満足なる一点に於ては、常識ある者は皆同意であり、万口一様にこれを非難するのは、尤もな次第であるが、しかし衆議院は言うまでもなく、選挙人の選出した議員を以て組織せられたものであつて、今の議員が勝手に自ら衆議院を組織したのではない。故に衆議院の陋劣なのは、これを組織する議員の多数が陋劣なためであり、陋劣なる議員の出来たのは、選挙人の多数がこれを選挙したからである。更に一步を進めて切言すれば、選挙人をして、かくの如き議員を選挙せしめたのは、一般人民の政治的知識・道徳及び感情が卑低にして、輿論の勢力を以て選挙人を矯正する事が出来ないためである。されば衆議院の失態は国民全体の政治的耳目の聰明ならざる結果に過ぎない。国民にして、いやしくも政治的是非善惡及び品格の高下を判断するの能力があれば、醜陋なる議員は、速かにこれを驅逐するだけの活動をなすべき筈だ。酒を被つて車夫馬丁もなお恥ずるほどの言動をなす者あるも、なお平氣でこれを看過するが如きは、選挙人及び国民が恥辱を知らない証拠である。

未だ立憲政体とならざれば止む、既に立憲国となつたからは、すべての改良は結局国民の改良に俟たねばならぬ。全国民が醜陋なれば議員もまた醜陋となり、全国民が高尚典雅なれば、議員もまた高尚典雅なるに至るべく、国民を離れて議員も政党もある事の出来なゝのは申すまでもない。然るに世間には選挙民をも、また一般国民をも咎めずして、ひとり議員もしくは政党のみを咎むる者が多い。予がこれを咎責するの情は敢えて人後に落ちないが、さりとて選挙人及び一般国民の思想感情が進歩せざる限りは、ひとり議員又は政党のみを改良する事は出来ない。しかして封建的的思想感情に基づくところの軍国主義が全国を風靡する間は、選挙人及び一般国民の進歩改良に付き如何なる名案を立てても、結局実行難に陥ること請合だ。

選挙は常に在野党に有利なるべき筈

本筋から言えど、立憲国に於ける選挙は、在野党に有利にして在朝党に不利なるべき筈のものである。議員は素より人民の権利・自由・利益等を保護するため選挙するものであつて、政府の利益を保護するために選挙するものではない。しかして在朝党の候補者は、政府と人民との利害が一致した場合は格別、衝突した場合に於ては、その在朝党たる資格上、人民に反対して、政府の利益を保護せなければならぬ。こう言う候補者を挙げて人民の代表者となすのは、甚だ危険である。故に眞に国家人民の利益を考えるだけの智能ある選挙人なれば、常に人民の味方となり得べき候補者に投票する筈である。現に英國に於ては、議員にして内閣大臣となる時は、必ず一旦議員を辞職して、再び選挙を争わなければならず、又内閣大臣は必ず議員でなければならず、議員以外の者は内閣大臣たる事を許さないのが、憲法上の慣例であるが、一旦内閣大臣となつても、再び選挙を争う場合に敗北すれば、内閣大臣をも辞さなければならない事になる。しかして内閣大臣となつた後の再選挙には、その得票の減る事が多く、間々敗北することもある。単純なる議員であれば、如何なる場合に於ても、選挙人の味方をする事が出来るが、既に内閣大臣となれば、政府と人民の利害が衝突する時は、その位地職掌の然らしむるところ、政府に味方して人民に反対せなければならぬ場合が起らな

普選実施の影響

一九二五（大正十四）年三月二十九日の普選案両院通過のふた月前、大阪における演説。

変化は進歩である

今は経済関係の講演会であります。けれどもこの問題に就いては、私は全く門外漢であるのみならず、諸大家が残る処なく、だんだんと御説明になりましたから、この上私の如き素人が蛇足を添える必要はないと考えて、私はむしろ専門に近い政治上の話を致して見ようと思います。普通選挙が実施せられた後には、どう云う風な影響及び結果が起るであろうかと云う事であります。

この普通選挙の問題に就いては、大分反対もあり種々の議論がありましたけれども、今日では、好かれ悪かれ、先ず実行期が既に近づいたと見なければなりません。故にかれこれ反対せられた諸君も、事の実体を眺めてやむを得んものと御諦めになるより致し方がない。しかしながら未だ必ず通過するものと云う見込みは立ち兼ねます。もしこの議会中に三派が内輪喧嘩を致せば、この法律案は壊れるであろう。又貴族院問題と掘みまして、もし貴族院と衝突すれば、やはり壊れるであろうと思う。故に大体通過しそうな望みが七分位、ひょっとしたら壊れはしまいかと云う事も三分位あると云うのが、今日実際の模様だと思う。私共は申すまでもなく余程力をこの問題に入れたものでありますから、どうかして通過せしめたいと、及ばずながら尽力を致して居ります。けれども今日では未だ必ず通過すると断言するわけには参りません。然し十のものならば七分位は通過すると云う見込みがある以上、ここに諸君と共に通過した後の準備に就いて研究する事

も、余り早計でなかろうかと考えます。

(この演説の二ヶ月後の大正十四年三月)
（二十五日は普選案は両院を通過する。）

さて普選案が通過し実行せられますれば、世の中に如何なる変化が起るか。これまで私が面会を致して承つた方々は、通過さえすれば非常な変化が起ると、多くはお考えになつて居るよう見える。私も出来るなれば大なる変化の起る事を希望するのであります。が、私としては現在はそうした考えを持つて居りません。但しこの法律案が実行せられると否とにかかわらず、日本の現在は各方面に於て余程困難の位置に立つて居る。経済状態はこれまで諸博士の述べられた通りである。国際関係に於ては日本は全然孤立状態にあって、この広い地球上に一つも日本に同情を寄せる国はないかと思う程の窮境に陥つて居る。政治は乱雑にして国民よりか先ず政府が破産しそうだという実証は顯然と挙つて居ります。今言うところの財政・行政の整理も、取付けに逢いそうな銀行が取付けられて、銀行を整理するのと同じような整理であつて、そうするより外に算盤のとり方がないと云う窮境に陥つた結果であります。農業の如きに至つては、各種の職業の内に於ても、最も窮境に陥つて居る。農村困難、農業衰退という声は日本全国到る処に聳々たるのみならず、町村の内には既に小学教員の俸給すら払いしかねて居るものが、だんだん現われて来ました。

かく観じ来れば、日本はこのままではどうしても立ち行きませぬ。どこかに変化を求めて、活路を探し出さなければならぬ。けれども、世間全体はその変化が嫌いであって、変化に對して悪化などと云う名称をつけ、ことごとく変化に反対をするという有様であり、さなきだに行詰つて居るものも、益々行詰らせるのが、今日の思想状態であります。変化しなければ國家が立ち行かんと云う今日の場合に於て、変化は總て悪化であるが如く、世の中の人が妄想するに至つては、言語道断と評するより外に言葉がないのであります。

總て世の中の進歩は皆変化である。変化がなければ進歩はない筈であります。然るに世人が変化を悪化々々と呼ぶのは、即ち変化を厭う心理状態に陥つて居る証拠であります。しかして一面普通選挙実施の時におたつて大なる変化を予期すると云うのは、全く矛盾した考え方であつて、我が國一般精神状態が如何に混乱錯雜して居るかを、ほぼ推測することが出来る。

およそ世の中が因循姑息に流れ、総ての変化を好まないと云う事は、世が衰頽し、国が行詰まる時に、いつも必ず起る現象であります。世の中が最も盛んな時に於ては、あたかも人間の少年の時の如く変化を歓迎する筈であります。我が維新当初、即ち明治の初めの人民が、どれだけ変化を歓迎したかは、少しく振返つて御覧になれば判ります。然るに今日ではいやしくも変化を好み、進歩し向上しようとすれば、直ちに思想が悪化したと云い、良い考えが他国から入つて来ようとすれば、直ちに危険思想を輸入するとして一概に排斥します。

果して他から危険なものが入つて来るか、内に危険なものがあるかは、事実さえ見れば直ちに判る。およそ危険と云えば、人の生命を取り財産を奪う程危険なものはありません。この人を殺すと云う思想は、果して外から入つて来たか内から起つたかを、事実について御覧なさい。一昨年震災の時に虐殺された大杉某（栄）と、それに関係ある婦人或いは七、八歳の子供が、世の中に云うところの危険人物、もしくはその卵でありますようか、そのいわゆる危険人物なるものは人に殺された方の人間で、殺した方の人間ではありません。殺した方は穏健な國士と世間は名付けています。我々は普通、殺す方が危険人物で、殺される方が危険分子の少ないものと思って居りますけれども、現在の社会に於ては、殺されるものの方を危険人物と申します。

同じ震災の時に、本所方面に於ては百有余人のいわゆる危険人物が、兵隊のために虐殺されました。その虐殺する方の人間の思想が外国から輸入せられたものであるか、国内固有の思想であるかを考える時、危険分子は果して内外いずれにあるかは確かに判る。有名な人で我が国で殺されたものは沢山ある。明治の初めには大久保利通、殺されはしなかつたが、殺されかかったものに岩倉具視・大隈重信、殺されてしまつたものには森有礼・星亨・原敬等があります。これ等殺した人の思想が果して外国から輸入せられたものであるか否やを点検するに、一人として外国かぶれのした人が殺した事例はない。皆国粹主義、純粹の日本思想の人が、大久保を殺し、大隈を殺さんとし、森有礼・星亨・原敬を殺したのであります。然るに世間はこの日本固有の分子に危険なしとして、殺される方の人間を危険人物と申すのであります。更にまたいわゆる危険

人物と称するものの中に、人を殺したものが幾人ある。殆んど一人もない。皆殺されるものが危険人物で、殺す方のものが穩健な日本主義の國士、これは近來の思想状態及び言葉の使い方であります。

こう云う不思議な考えを持つて居る以上は、世の中は安定しよう筈がない。人殺しを歓迎し、殺される方は非難攻撃を受ける不思議な世の中であります。この世の中に於て普通選挙が実行せられたならば、どうなる。私自身ではどうもならんと思う。やはり國士と称せらるる者は人を殺すでしょう。危険人物は依然として殺されるでしょう。なんの変化も起りそうにないと、こう信ずる根拠が三つある。一は精神的原因、二は物質的原因、三はこれ迄の実験に照してであります。

選挙は候補者のためではない

精神的原因と申すのは——我が國多数の人間は、選挙人たると被選挙人たるとを問わず、多数の人間は、議員選挙と云う事に就いては不思議な心理を持つて居ります。議員は自分のために選挙するのではなくして、候補者のために選挙するのであると云う精神状態を、今でも持つて居ります。己れのためになくして、候補者のためであると信ずる以上、その費用は候補者に出さすべきものであって、一般選挙人及びその他の人々から出すべきものでないと云う考えは、当然起るわけである。既に他人に出させる以上、その費用はどんどん増加すべき傾きをもつべく、自分が出すべきものと信じて選挙人その他のものが自ら支払うならば、その費用はどうぞし減少せられる傾きをもつは自然の勢いである。これが我が国と欧米諸国との選挙人の考え方の差異である。この精神状態の相違が選挙費の増減する最大の原因であると私は思う。

元来、生命財産の保護者、即ち番人もしくはその庇護人とも云うべきものを選び出して、これに生命財産に関する法律を総て議定せしめると云うのが、立憲政治の根本思想である。既に四年間に亘り自分の生命財産の番をするものを選ぶと云う事が根本精神である以上、その弁護士を頼むがための費用は弁護士から出すべきものでなくして、自分達が出すべきものであると考えねばならぬ筈であります。ここに小さい刑事問

題につき弁護士を頼む、或いは些細な民事問題につき弁護士を頼む、その時君を頼んでやるからその費用を出せと云う遣り方はこれまで聞いた事がない。然るに百余万人の生命財産の全部を四年間預けて、その番をさせる弁護士を頼むにあたっては、頭を下げなければ頼んでやらぬ、運動費を出さなければ頼んでやらぬと云うのが、日本全国の思想となつて居る。この間違つて居る思想が改まらぬ以上、普通選挙になろうがなるまいが、我が国の政界に大した変化の起りよう筈がない。

従つてこの誤てる思想が生み出すところの結果は、洋の東西に正反対になつて現われます。御承知の通り、我が国に於ては総選挙を行えば、いつも政府党が必ず多数の投票を得、在野党即ち反対党は必ず敗北致します。大隈内閣の時選挙を行えば、政府の与党たる憲政会は一挙にして二倍以上に殖え、その時在野党であった政友会は一回の選挙に半分以下に減つた。政友会内閣の時に総選挙があれば、憲政会は在野党であるために半分になつて、政友会が絶対過半数を得る。いつ行なつても、政府党に多数の投票が入り、在野党には少數の投票より入らぬ。これが我が国に於ける一定不变の選挙の結果である。

歐米の選挙の結果を御覧なさい。昨年十一月英國に総選挙があつた、僅か八、九箇月前の総選挙に於ては、時の政府党即ち保守党を破つて労働党内閣を組織したが、政府党として総選挙に臨めば労働党は一挙に五十何人の議員を失い、自由党的如きは殆んど百に近い議席を失つて、時の在野党であつたところの保守党は、一躍して二百人台から四百人台の議員を得ました。またその約九箇月前に同じく英國に総選挙があつたが、その時政府を組織して居つたものは保守党で、在野党として政府に反対して居つたものは労働党と自由党であつたが、この総選挙に於ても政府党は大敗北を致しました。そして在野党と自由党とは大勝利を得た結果、内閣を組織致しました。大体に於て歐米に於ては、十度総選挙を行えば八、九度までは在野党が勝つ。特別な原因及び理由があるにあらざれば政府党が勝利を得ることはない。ところが日本はこれと全く正反対である。日本の選挙は候補者のためにすべきものであると考えて居るが、西洋に於ては財産を持つて居るものが、その番人を揃えると云う考え方から、人のために選挙するのではなく、自分のために選挙するのである

政治読本

はじめ書き

一九二五（大正十四）年、単行本として刊行。

現在の日本は内外すべての方面に於て、非常の窮地に陥つて居る。世人はただ経済的方面だけを苦にし、鶴首して景気の回復を待つて居るようだが、国歩の艱難は、只この方面に於てのみではない。政治的方面の失態窮状は経済界の不景氣以上である。このまま推移すれば我が立憲政体はただに満足に発達する能わざるのみならず、却つて国家衰退の本源となるであろう。

その然る所以を尋ねれば、現代人は全く世界の進運と背馳し後ろ向きに歩行しているからである。

科学や理数と両立せざる思想感情が流行する以上は、何時まで経過ても、到底今日の窮状を超脱することは出来まいと思う。依つて予は自ら掲らず根本的に国民思潮の方向を回転し、これを合理的算数的ならしめんと欲してこの読本を著わした。大廈の将に覆えらんとするは、一本の能く支うる所に非ずといえども、多少にても世人を警醒するを得ば、予が願い足れり。

大正十四年初夏

莫哀山荘主人

自主独立人へ

私はこの読本を自主自由独立の観念ある人に薦める。奴隸人は読むべからず。

かつて私が始めて著述に指を染めたころ、福沢諭吉先生は私に諭して、「猿を相手に書け。俺はいつも猿に読ませる積りで書くが、それで丁度当世にあてはまるのだ。」と言われた。言外の余義汲めども尽きない。されど私は今「人」のためにこの読本を書く。即ち本書を読む者は、必ず先ず自己の本体を究め、「我れは人なり、禽獸に非ず。人も人、彼の生命と財産とを挙げて、他の生殺与奪に一任した專制治下の奴隸人ではなく、自己の生命財産は、己れ自ら支配する権利の所有者たる立憲治下の自主人である事」を、明白に自覚せられねばならぬ。

私が本書の冒頭に於て、この分り切つた一事を敢えて提起する理由は、私はこの自覚の有無が憲政の成敗を司り、国運民命の消長を決する根本問題であると思い、それにも拘わらずこの点に関する我が国民多数の觀念は、今もなお甚だ朦朧茫漠の域に在るのではないかと疑い惧れ、日常これを憂慮して居るためである。

改めて言うまでもなく、我が国民は、多年封建專制の下に力の支配を受けて來た。一般人民の生命財産は、あたかも家畜家禽のそれの如く、全然飼主の氣まぐれと便宜と恩恵に委せられて居た。或いは斬捨御免と云い或いは欠所課役と称し、殆んど治者の勝手氣儘に生殺せられ与奪せられた。力の前には道理も光らず、「泣く児と地頭にはかてぬ」とか「長いものには巻かれよ」とか云う類の奴隸觀念が、長年の間真理の如く幅を利かせて居た。

立憲政治は、全くこれと異なる。「人はみな各自の生命財産を主宰する権利を有し、我れの承諾なくしては、我が身体生命に一指も加うべからず、我が財産を一銭一厘たりとも奪うべからず。」「單に生命財産のみならず、我れはその一切の言行に対する権利義務の主体である。」「その己を守る権利と、公に奉ずる義務に於て、台閣の宰相と田野の匹夫との間に、何の輕重厚薄もない。ただ一貫したる道理によつてのみ支配せられる。」これが立憲政治の精神である。

專制政治の下では奴隸人の道徳が起り、立憲政治の下では自主人の道徳が延びる。前者は消極的道徳であつて、権利なきが故に、人はただ強制せられて余儀なく義務に屈服するのである。強制力が緩めば、国家の統制はたちまち土崩瓦壊する。後者は積極的道徳であつて、自ら権利義務の主体であることを自覚するが故に、強制を待たず自ら進んで義務に悦服する。國家の盛衰興亡を自身の事と觀ずるから、難局に處するほど弾力が多く現われる。歴史は未だかつて奴隸人の道徳によつて栄えた国あるを示さず、未だかつて自主人の道徳のために亡びた国あるを語らぬ。

明治二十三年の憲法發布は、實に日本国民を奴隸の境涯より解放して、人はみな各自の生命財産の持主たることを認めた自主人創造の絶大勲業であつた。然るに多数国民は、今に至るもなお、明治大帝のこの御偉業を理解体得せず、封建的因習の久しき習い性となつて、依然奴隸根性、奴隸道徳を以て立憲政治を運用する結果、遂に政治を中心とし、國家万般の施設經營を、現状の如き行き詰りのどん底に陥れてしまった。眞に恐懼にたえぬ次第ではないか。しかもこの八方塞がりを歴代為政者の責のみに歸し、自己には全然その責なきが如く考えるのはこれ奴隸人の謬見である。いやしくも立憲治下の自主人たるものは、政治の善惡は勿論、およそ国家社会に存在する万種の害悪と不合理に対して、ことごとく責任を感じ、自ら進んでその改革の任に當る覺悟がなければならぬ。

今や帝国の現状は四面暗黒いすれの方向にも希望の光りを認め難いが、私はただ僅かに普選実施後の覚醒に望みをかける。全国一千二、三百万の選挙人諸子よ、願わくは自ら自主人たることを自覚し、奮い起つて憲政の病根を除き、議会を通して第二維新の大業を成就せられたい。これ私がこの読本を書く心願である。新旧有権者の任務は實に重い。而もこの重大な任務に堪え得る強い力は、「我れは我が生命財産の所有者である。我れは我が一切の行為に対して責任を持つ権利義務の主体である。」という熾烈な自主人の自覚から生ずることを知らねばならぬ。

私は我が国民の忠君愛国の純情を疑うものではない。ただこの自覚に基かない忠君愛国は、ややもすれば

光秀の家来が名分を忘れて本能寺の焼伐に勇み立ち、北条の郎党が大義に背いて順徳院を島流しにした様な間違いを惹き起す惧れあるを戒めたいのである。盜賊の飼犬は巡査に吠える、これ順逆を弁えざる禽獸の忠である。主命とあれば朝敵となることをも辞せぬ、これ正邪を弁えざる奴隸の義である。今後の帝国臣民は、かかる禽獸の忠、奴隸の義を斥け、正邪曲直の判断に基いて進退する自主人の道を踏まねばならぬ。

この書は、この意味に於て、自主人のための忠君愛國読本である。

明治天皇御製

よきを採りあしきを捨てて外国に おとらぬ国となすよしもかな

國家と個人

この身全からざればこの國健ならず、この國健ならざればこの身全からず、實に個人と國家とは不可分の有機的結合である。然るに從來の愛國教育に於ては、ややもすれば個人を國家に没入し、個人の發展を抑え個人の成長を犠牲にすることが、最高の愛國心であるかの如く説きならされた嫌いはないか。

先ず國家があつて、然る後に個人が発生したのではない。先ず個人があつて然る後に國家が組織せられたのだ。即ち「人」が土台で「國」はその上に建てられた殿堂である。堅固な殿堂は、強固な土台の上にでなければ建てるとはできない。個人の發展を押えて、國家のみ独り繁榮する道理はない。よつて知る、個人の成長發展は國家繁榮の基礎なることを。又知る、自己を愛するは自國を愛する所以なることを。一死、以て君國に報ずる非常の場合は格別、平時に在りては、自己をよりよく生かし、その最善の力を養つて、最大の義務を負担し得るよう心掛けることが、眞面目な愛國者の用意でなければならぬ。

人誰れか自己を愛せざるものがあろう。自己を愛することは人のみではない。殆んどあらゆる生物に共通の本能である。かくの如き本能が、愛國心と一致するものなら、愛國心は余りに平凡、余りに容易なものである。それでは少々物足らぬと思われるかも知れぬ。然し私はその平凡、その容易な所に無限の価値を認め

SAMPLE
Showri Shinsyu.com

る。もし愛国心が「爾の敵を愛せよ」と云うが如き崇高至難の理想なら、神の国ではいざ知らず、人の國に於ては、必ず破綻を生ずるであろう。且つ己れを愛するは、生物共通の本能に相違ないが、これを徹底し得る者は「人」のみである。「人」の中でも奴隸人には与えられず、自主人のみに与えられた特権である。他の生物は、いかに自己愛護の本能が盛んでも、より強力な外敵に対して、己れを守り通す組織と保証を持たない。実をいえば、この組織と保証の有無が人間と禽獸との分岐点であり、この組織と保証を自動的に決定するか、或いは治者の専決に盲従するかが、自主人と奴隸人の相違である。

すべての生物はみな自由を欲する。生れ落ちてから、自由な天地をかけ廻る幸福の味を知らない家畜家禽はいざ知らず、如何に立派な彌縫に住い如何に美味な餌餌を与えてられても、鶯はやはり自ら餌を漁つて、心のままに飛び歩いた自由な生活がなつかしいであろう。空飛ぶ鳥や野を駆ける野鳥野獸の奔放自在な生活は、しばしば自由にあこがれる人々の羨望的となつた。それに比べると人間の生活は、いかにも不自由な縛られた生活と思われる。然しながら、その自由と見える鳥獸の生命は、弱肉強食の暴力に対して全く自由が無い。却って不自由と見える人間の生命の方が、治者の専決にせよ各自の自決にせよ、共同生活の組織の下に於て、より多くの安全を保証せられて居る。すべての自由の中で最も大切なものは、生命と財産の自由であり、これに対する安全の保証である。この意味に於て、人間は禽獸よりも優れた自由の保持者であるといわねばならぬ。

但し同じく生命財産の保証といつても、治者の専断によつて、勝手に改廢せられるような保証では甚だ心細い。治者の気まぐれ次第で、今日は生かして置くが明日は殺してしまうというのでは、禽獸の生命と相去ること遠くない。治者の御都合次第で、昨日は与えて置いたが今日は奪つて了うというのでは、鶏の財産（卵）と何の辯ぶところがあろう。かくの如き境遇に在るものは人は人でも奴隸である。奴隸もさすがに人類であるから、いつまでも禽獸に等しい境遇に満足しては居ない。文化の進むにつれて、より安全な自由を求するようになる。それは外でもない、「自己の生命財産は自分自ら支配する。決して他人をして勝手に生

殺与奪せしめない」ということである。この権利を得て、人は始めて自己の生命の主人公となり、眞の自主人と称することができる。

立憲政体とは、この自主人をして名実共に自主自由の生活をなさしむる政治の様式である。それが專制政治と異なる主要点は、権利と自由の著しき發展であろう。但し権利と自由が、拡められたということは、決して義務の範囲が縮少せられたという意味ではない。否、却つて権利自由の範囲が拡張せらるれば、これと表裏附隨の關係にある義務の範囲も、また従つて拡張せられる道理である。ただ如何に分量は尠すくなくとも、專制治下の奴隸に課せられた義務は、強制せられた義務で、そこに束縛の苦痛はあつても、自由の感激はあり得ない。これに反し如何に分量は多くなつても、立憲治下の自主人が負担する義務は、自己の権利と自由を確立するため自ら定めた義務である。故にこれに服することは、決して他から強制せられたり束縛せられたりするのではない。自分で自分に服するので、箇中自ら愉悦と安心がある。

彼の権利の自覚を遮つて義務のみを教える一派の愛国教育は、奴隸を養成することはできても、断じてこの國を我がものと観じ、我が身を愛すると同様な、熱と感激とを以て、進んで國に尽し公に報ずる自主人の愛国心を涵養する途でない。私がこの読本の弊頭に於て、いやしくも立憲治下の人民たるものは、各自に生命財産その他の自由を確保する権利の主体であることを反覆力説する所以は、この自覚が、愛国心の基礎であると信ずるからである。

昭憲皇太后御歌

浅しとてせけばあふる山川の こゝろや民の心なるらむ

国家の発達

國家の起源発達に就いては種々な学説があつて、ある者はこれを一定区域内に居住する人々の自由契約に基くとし、ある者はこれを権力者の支配慾に帰する。恐らくは兩者いずれも眞実であろう。

官僚論

一九三七（昭和十二）年刊行『日本はどうなるか』所収。

日本の官僚主義は封建的

官僚という言葉は、役人氣質とでも解すべきものと思われるが、これは世界各国にあるようだ。英国では、官僚のことをレッド・テープと呼んでいる。英國の役人は、書類など赤い紐で結ぶ習慣があるところから、こう云われるのであろう。

官僚式というが、官僚式の特徴は、杓子定規で、物の精神を理解しないこと、すべてが繁文褥礼で、少しも融通がきかないこと、独善的で、何事にも威張りたがることなどである。

しかし同じく官僚式と云つても、西洋と日本とは大分相違がある。日本では、封建時代が七十年ほど前まで続いていたのに対し、西洋では、二百年も前に廃されてしまったというところに、この相違が見られるわけだ。

日本も形式的には、既に封建時代を超脱しているが、封建臭味は、映画にも芝居にも強調され、国民は身体に洋服をつけても、心では依然として、チヨンマゲを結っている。封建的なものは、何でも喜ばれ、これに反するものは、嫌われるというのが、我が國現在の実情で、ここに西洋諸国と著しく異った官僚式が跋扈する理由が存在する。

封建主義の特色は、武士と平民との間に、政治的にも社会的にも地位において非常な間隔があることであ

SAMPLE
ShotenChinsui.com

武士は平民に対し切捨御免の特権さえ与えられ、平民の生命は、いつでも取られることになっていた。

武士というものは、元来侍らう人の意味で、平家以前には、上殿を許されず、地下人として蔑まれていたものである。源三位頼政ですら、始めて殿上人の最下位に達したとき、武士として無上の名誉と思惟したほど、當時武士の地位は低かったのである。

ところが源頼朝が鎌倉に幕府を置き、武力が天下を支配するようになると、武士は尊い者となつて、極度に威張り出した。徳川幕府が倒れて、封建制度が廃された明治の初め、政府は武士を集め役人としたが、平民は容易に政府に入ることが出来なかつた。多年の慣習は平民を賤しい者としていたからである。渋沢子爵のようないくつかの官僚として生れた人が、政府の大官となつた例もあるが、政府に入るずっと前に、武士の地位を得たのである。

そこで、武士と平民という身分上の間隔は、漸次官民という対立関係を生ずるに至り、従来威張つていた武士の代りに、官吏が尊い者とされ、人民が平民として蔑まれるようになつた。

日本現在の官僚式はかかる官尊民卑の慣習と結びついているわけである。

官僚式は会社や銀行にも感染

従つて日本の官僚式には、強く封建的風習が加つてゐるから、役人が妙なから威張りをする点でも、日本が一番強く、剣の切捨御免こそ廃されたが、法律や行政による切捨御免が行われ、裁判官など人民の権利を全く無視するのが、明治時代のやり方となつた。

憲法実施後は、よほどよくなつたが、役人は民意を聴くことは威儀に関することとでも思つてか、国民の言い分には全然耳を傾けず、何でも庄えつけるというのが、日本の官僚式の最も著しい傾向である。鉄道が国有となり、後藤新平君が鉄道院総裁になつた時、その制服を作り、短い剣を腰にプラ下げていた。これなどは役人が人民を庄えつけようとする心理のあらわれだ。運送屋が剣をぶらさげてそれを何に使

うのか、お客さんを手打ちにでもする積りなのか、と私は当時戯れに訊いて見たことがある。役人が威張るという空気は役所全体を支配し、駅へ切符を買いに行くと、駅員の態度の横柄なのに驚く。

娘達が切符を売っている駅もあるが、その女はみんなふくれ面をしている。女は元来自然的には優しいもので、ああいうふくれ面は、特に作らなければ出来ない、自然に反する顔だ。何か威張った顔をしなければならないという役人の特有の気持が切符売りの娘達にまで作用しているのだろう。

西洋では客が駅へ切符を買いに行けば、娘の売子は、必ずニッコリする、ちょうど日本の商家の女のようだ。日本では役所となると、上から下まで、小使や掃除人に至るまで無愛想で、威張り散らすのが当たり前とされている。

官僚式の悪い所は役所だけでなく、民間の会社銀行何れもこれにならっている。店頭に坐つて商売をするところはよいが、椅子に腰を掛け仕事をするところではみんな官僚式だ。威張るばかりでなく、仕事が大層遅緩だ。

これは銀行に行くと直ぐ解る。私共の用事は預金を引出すという簡単な仕事なのだから、直ぐに片附くはずだが、西洋では二、三分で片附く仕事が、日本では十分以内で片附くことは少ない。ペンで字を書くのだから、もっと早く出来そうなものだが、何故あんなに遅いのか解らない。

官庁や銀行会社が、ベタベタ判を沢山捺すのも日本式で、西洋では日附には判を用いるが、名前の下には判を押さない。

私が司法省にいた頃聞いた話だが、そのころは巡査や小使の給料が低すぎて、各地方とも適當な人物を得るに苦しんだが、水戸市だけはその希望者が沢山あつた。何故かと云うに、彼の地は封建的遺習が特別に強くあって、役所に入れば、巡査でも小使でも、人民を呼び捨てにする事が出来るのが嬉しくて、これを希望するものが多いうのだそうだ。

又鹿児島県にも、平民出身の巡査はあるが、平民出身と云う事が分明になると、地方の住民がこれを軽蔑

して、その制御を受諾しなくなるから、巡査が裁判所に出頭しても、その族籍を聞かない事にしてあつた。これ等の封建的思想感情が官尊民卑の弊習となり、又日本特有の官僚式ともなつたのだ。

官僚主義の復活種々相

先年私は信州で少しばかり地所を買つた。その荒地には沢山木が生えていたのに、何時の間にか伐り払われて道がついている。私は驚いて、誰が伐ったのかと聞くと、電灯会社の工夫が伐ったのだという。

私は不都合な所業と思って、調べて見ると、会社の社長は私の懇意な代議士であった。私に対しても、こんな振舞をする以上は、他の農民などに對しては、なお更乱暴を働くに相違ない。こういう乱暴を直すのが、私の役目だから、私は盜伐罪で訴えると云つていじめたことがある。民間の会社でさえ、工夫などまで道路を直す時には、こういうように誰の所有のものであろうがかまわず、どんどん樹木を伐る、人の生命までも斬つて捨てたことがあるのだから、木などを伐り払うのは、当たり前だとでも思つてゐるらしい。

これなどは官僚式の一例で、近年は大分よくなつたが、他方では又悪くなつて復活して來た傾向もある。私の所に毎日大層立派な手紙が配達されるのが、封を開いて見ると、大抵官吏の転任通知で、長たらしく挨拶文が印刷してある。こういうことは、段々盛んになつて、近頃は役人だけでなく、会社や銀行の連中からも、沢山寄越す。

私は交際が狭いから、官吏や会社員には、知人が少ない。然るに沢山の挨拶状が来る。懇意な者に通知するのならないが、知りもしない者に無闇に通知するのは、全く無駄だ。こういう官僚式が直接には何の害もないようだが、他の関係では大変な害になることがある、何故かと云えば、自分がやるのだからというので、これを人民に強要することになるからだ。

盆暮の贈答、年賀状、暑中見舞なども、大部分は無駄なことだ。年賀状も暑中見舞も、色々な意匠をこらしたものを選択して、懇意な人の間だけに配るのなら、受け取つた方でも気持がよく、何かの飾りにもなる

が、きまりきつた文句を書いた汚いものなどを出すのは、却って無礼に当る。

人名簿か何かを持つて、知らない人でも何でも出すから、非常に枚数が多くなり、書生などに書かせるから、重複したりして、同じ人から二枚も三枚も来ることがあるが、こんなのは無礼極まるものだ。西洋でもクリスマス・カードなどのやり取りをするが、それには受け取れば、感じのいいものが用いられ、知らない者まで無暗に送るようなことはない。

官僚式の極端な二、三の例

日本で如何に官僚式の弊が甚しいかということは、アメリカあたりへ行くとはつきり解って、誰でもびっくりする。私が二度目の渡米の時、汽車に乗っていると、向うで農業を営んでいる日本人が私の所へ来て、「実にこの国は有難い」というから、その理由を訊いて見ると、その人はこんなことを言つた。

「この国の役人は、電話をかけさえすれば、直ぐに薬を持ってやって来て、植物などの病菌を取り除いて呉れる」というのだ。

日本なら農夫は役人に電話などをかければ叱られるだろう。こういう場合には大抵願書を出し、役人はその願書が一定の書式に合っているかどうか調べ、木が枯れてしまつた頃になつてから、願いの趣聽届候事とか何とか云つて来るに相違ない。

私が自分で経験して、官僚式の馬鹿さに驚いたことがある。私が内閣にいた時、三重県の或る学校で道場を建てたから、何か寄附して呉れというから、砲兵工廠に頼んで、源氏か平家の銘刀を模造せしめて、それを寄附した。

ところが、その後五、六年経つてから、突然県庁から、その寄附願を出せと云つて來た。自分の方から、寄附を懇請して置きながら、却つて寄附の願書を出せというに至つては、驚かざるを得ない。それが五、六年も経つてからのことなのだから、私はその馬鹿さ加減に啞然としたが、怒る代りに、役人の馬鹿さの程度

SAMPLE
Shoushi-Shinsui.com

立法府の権威を高めよ

一九四六（昭和二十二）年八月二十四日、憲法改正案上程の衆議院において発言を求められ、登壇して行なった演説。

憲法で国は救えぬ

まことに良い憲法の修正になりましたについては、私は満腔の賛意を表するのでございます。（拍手）この細目については、無論文章の上に於て或いは字句の上に於て改善すべき点は幾らもございましょうが、左様な細義を論ずべき今日ではない故に、私は一切意見を述べずして全部賛意を表します。ただかくの如き良い憲法を行うに当つて、余程良い心掛けがなければ実行出来ないと思いますが、如何なる心掛けがあるかを委員長はじめ、主として満場の諸君に伺いたいと云うのが私の質問の主旨であります。（拍手）

これに比すれば遙か劣つて居たところのこれまでの憲法すら、我が国民は十分に実行し得ない結果が千古未曾有の国辱となつて今日現われて居ります。あの憲法が正当に行われて居るならば、決して、今日の如き大屈辱には遭遇せぬ筈であります。しかして今回制定せられんとするところの憲法は、彼に比すれば非常に優れたものである。優れれば優れるほど、知識道徳のなお低い我が國人民に於ては、実行は困難であるということを覚悟して置かなければなりません。（拍手）

良い憲法さえ作れば国が良くなるなどという軽率な考え方を以て、これに御賛成になりますると非常な間違いである。憲法で国が救われるならば、世界に滅亡する国はありません。良い憲法を作ることはまことに容

SAMPLE
Shop in insu.com

易なことである。しかしこれを行うことは非常にむずかしい。（拍手） この点を諸君に尋ねると同時に、私は顧みて己れにも尋ねなければならぬ程に心配を致して居ります。

元来民主主義というものは、申すまでもなく官尊民卑の弊習が骨髄に滲み込んでいるところの、我が国人民に於ては余程行いにくい事柄であります。良い事を云うことは誰にでも出来ますけれども、これを身に行なうことは非常に困難である。

議会と政府の位置

民主主義となる以上は、国家の政治の主体が議会にならぬ。立法府が国家の政治の主体となつて、行政府はその補助機関ともいうべき位置に立つのであります。（拍手） 今度の憲法によつても、総理大臣は国会の指名によつてその人を定める、即ち総理大臣の選定までも既に立法府に移るのであります。故にこれまで主客顛倒、従来は行政府が国の政治の主体であつた、立法府はその補助機関、極めて柔弱微力なる補助機関の如く扱われて、また全国人民も大体それに満足して居つた様であります。が、（拍手） 今日この憲法が制定せられる以上は、それではいけませぬ。立法府が国家政治の主体であつて、行政府はその補助機関でなければならぬ。これを実行するに当つては、先づ議場から改造しなければならぬ。この前にも申した通り、この議場の造り方は何でありますか。（拍手） 大臣席及び政府委員席の如きは一番高い所に設けて居る。これは議院を全く無視した補助機関として造つた構造である。かくの如き不都合なる議場に於て、本当の議事が運べる筈はないのであります。（拍手） 故に第一に、真に民主主義を行おうと云うお考えがあるならば、先ず第一にこの議場を改造せねばならぬ（ヒヤヒヤ） 大臣席或いは政府委員席などは直に廃止して、これは議員席としなければならぬ筈のものである。議場では議員以外には何人も発言権を与うべき筈のものではないのであります。が、我が国に於ては議員の発言権は極度に制限せられて居る。これに反して大臣及び政府委員の如き、元來補助機関となるべきものは何時でも発言することを許して居る。（拍手） かくの如く主

客顛倒、己れの位置すら知らない議会の構造に於て、眞の民主主義を行おうなどということは非常な心得違いであります。（拍手）

議員・国民の奴隸根性

次に議長の選挙を、もう少し本当にしなければならぬということは、この前申し述べて置きましたが、今日は先ず私はこの程度でやや満足し、十分な満足ではないが承認は致している。しかしながら、こんな選挙の仕方では本当の民主主義は行えませぬ。従つて書記官長を初めとして、現に議会に於ける役員は、皆議長もしくは議長の指名するところの立法府の機関が選任する。予算は立法府が編成し、万事ここで決めて行政府の御厄介にならないようしなければならぬ。

それと同時におよそ議員たるものは、行政府の役人に任命せられ、もしくは内閣等から委員などに任命せられて、喜んでそれを受けるという如き奴隸根性を以てしては、眞に民主主義は行われませぬ。（拍手）しかし、これは二千年近く養い來たつたところの官尊民卑の弊習でありますから、これを改めることは容易に出来ないと思います。恐らく二代、三代以上からなければこの弊習を改めることは出来ないと思いますするから、私は先般、憲法委員会の進行中に、芦田委員長宛に、この根本を改正するには、どうしても教育の力によるより外に仕方ない、それでなければ如何に憲法を良くしても、それが良ければ良いほど実行は出来ないという意味の書面を発して、御参考に願つて居つたのである。これは如何なる御考慮になつたかまだ承つて居りませぬが、その根本に触れなければ、憲法は有名無実なものになつて終るかという心配を持つて居るのであります。どうぞこの点を十分に御考えを願いたい。

今日述べたいことは、細目を述べて居りますと大層長くなりますから、殊に諸君は色々の述ぶべき立派な御意見を持つて居ると思いますから、私はそれは一切述べずして、書面に要点だけはざっと書き記してありますから、これを議長の手許に差し出して、私の演説の材料として此處に言うべきものを略し、出来るなら

立憲政治の再建

序に代えて

わが国は新憲法の下に立憲政治をやり直すことになったが、良い憲法さえ作れば国が良くなるなどという考えは非常な間違いである。憲法で国が救われるならば、世界に滅亡する国はない。良い憲法を作ることは容易であるが、これを行うことは非常に難しい、この点を私は深く心配している。眞に民主主義を行うにはわが国人の二千年近く養い來たつところの奴隸根性を棄てなければならぬ。つまり人間を作り変えなければならぬ。その根本に触れなければ、良い憲法も有名無実なものになつて終るかも知れぬ。新憲法は従来の憲法より余程良いのであるから、それだけわが国人の責任は重い。どうしても魂を入れ換えなければならぬ。それには物の道理を弁え、善惡の区別を知らなければならぬ。わが国人は物の道理を知らず、善惡の標準をもたないようである。

多数が行うことは何でも善いことと思つたり、孔孟の教えに従いさえすれば間違いないと考えている程度の人が多い。これはいざれも間違いである。自分の言行が世の中の人の幸福を増すことはすべて善であり、世の中の人の幸福を減らし迷惑を増すことはすべて悪である。新憲法の下に民主政治を行うには先ずこの位のことは知つて置かねばならぬ。本書がこれに役立てば幸いである。

本書は「新報知」に連載された予の談話をまとめたもので、中には既刊の出版物に掲載されているものも

一九四七（昭和二十二）年刊行『粵堂清談』所収。

あるが、それにも多少の訂正を加えてある。

なお編集、校正その他を、多年懇意にしている伊佐秀雄君に一任した。

新日本三年五月

牟翁 尾崎行雄

大臣席は不要

民主主義という以上は、国家の政治の主体が議会になければならぬ。立法府が国家の政治の主体となって、行政府はその補助機関ともいうべき位置に立つのである。これまでは主客顛倒、行政府が国家の政治の主体であつて、立法府はその補助機関、極めて柔弱微力な補助機関の如く扱われ、全国民大衆はそれに満足していたようであるが、これは根本的に間違っている。

立法部を国の政治の主体とする民主主義を実行するに当つては、先ず議場から改造しなければならないということを私はこの前の議会でも述べ、政府もこれを実行すると伝えられているが、その改造案なるものはやはり民主主義を理解していない案である。それは大臣席や政府委員席などを高い段から下して議員席の正面に置くというのであるが、私のいうのは大臣席或いは政府委員席などは直ちに廃止して議場は全部議員席として、議員以外には何人も入れないよう改変することである。議場は議員だけが集つて相談するところであつて、大臣や政府委員はその出席を必要とするときだけ呼び出せばいいのである。

また重要国務を審議する機関としては全院委員会を復活してこれを活用することである。そこへは非公式に政府委員なども入れたらしいであろう。今日全院委員会というものは全く有名無実なものになつてしまつて、議会における重要な国務の審議はみな予算委員会に移つていて、これは議会運用上大変な間違いである。予算委員会はその名の示す如く、予算の数字上の審議にとどまるべきものである。かつて島田三郎君は副議長の候補に挙げられたとき、副議長などは嫌だが、全院委員長ならやるといったものだ。全院委員会といふものは、それほど重要な議会の中心をなす機関である。さらに議会政治を完璧とするには、常置委員会

というものを設けて、議会の閉会中でも国務を審議する機関が必要である。労働争議や何か陳情したいことはこの常置委員会にかけ、これが適当な措置を構づるというようすればよい。

今のように陳情や嘆願がすべて政府にむかって行われるのは、政治の中心が立法部ではなく行政府にあるからで、政治の中心は常に議会にあり、行政府は補助機関ということになれば自然に治まるはずである。

亡國的人民か

日本国民は未曾有の試煉にぶつかって、今度こそはここに気がつき、多少後悔しているかと私は冷静に全國を見渡したが、選挙の結果を見ると、少しも気がついていないのである。またまた前回の過ちを繰り返しているように見える。これだけの失策をしても、なおそれが悪いと気がつかないようでは駄目である。これでは亡國的人民と言わなければならぬ。先般行われた選挙は、私より読者諸君の方がよく知っているはずである。私は目も見えず、耳も聞えない。従つて、どんな選挙が行われたかよく分らないけれども、どうして全国選挙民は過ちを悔いていないのみならず、過ったことすらも知らないのではないかと思う。

日本を亡國状態に陥れた戦争責任者たる議員の最も多いのは、自由党と進歩党である。然るに日本を滅亡状態に陥れた罪人の一番多い自由党と進歩党に、一番多数の投票が入った。これは選挙民が依然として亡國の道を轟々に進んでいるという証拠ではあるまいか。或るところで、亭主が戦争犯罪人として追放されて立候補することが出来なくなると、細君が代つて立ち、それが非常な人気で当選した。普通の考え方からすれば、細君は亭主の罪悪を継続すべきものといわなければならないのに、その者に沢山の投票を入れて当選させている。

民主主義を絶滅し憲法を破壊して専制独断を行なつた、ドイツやイタリアの政府にも等しいような政府の後押しをした議員の相続人に、全国の選挙民は投票している。それでどうして立直ることが出来るか。当たり前から考えれば、馬鹿か気狂いでない限り、そんなことは出来ないはずである。ところが大多数そうであ

る。殊に新しく若い者に選挙権を与えて投票させたのであるが、これらの投票も大部分はやはり亡国的な罪人の相続人を後押しすべき投票をしたかのように見える。つまり全国総がかりで日本をもつと悪くすべき道を踏んでいるのである。口では民主主義を唱えているが、これでは民主主義ではなく、亡国主義である。来年もまた選挙が行わるべき形勢であるが、全國民は前回の選挙に深く反省しなければならない。

国民反省の要点

新日本を作るには先ず旧来の失敗、欠点、短所、あらゆる悪いところを反省して悔悟しなければならない。そこで私は読者諸君に少くとも満洲事変以後重ね重ねた失敗の反省を願いたい。虚心坦懐に顧みて、どんな不都合なことをしたかを反省してもらいたい。日本が今日の如き悲惨な状態に陥ったことについて、何人も口を開けば軍閥官僚をとがめる。しかし軍閥官僚は自分達だけで働いたのではない。全国選挙民大多数の後押しによって働いたのであるから、軍閥官僚に罪があるならば、全国選挙民の大部分もやはり有罪者である。先般の総選挙の結果を見ても、全国の選挙人が今日の国家滅亡の禍を招いた根本をなしているということをまだ知らないようである。

それが最も具体的に現れたのが、東条内閣の下に行われたいわゆる推薦選挙である。軍閥官僚がドイツやイタリアの真似をして、全国候補者の殆んど三分の二以上の候補者を推薦した。行政部を監督すべき議員候補者を、取締り監督を受くべき官僚軍閥等が推薦するなどということは、驚くべき心得違いである。全国選挙民はこの軍閥官僚の推薦した候補者に三分の二は投票した。あたかもこれは泥棒の入らぬように倉の番人を頼むのに、その番人は泥棒の方から指名した人を頼んだようなもので、泥棒が来るとその番人は直ちに倉を開いて中の物を盗ませたと同じである。私はその心得違いをさせまいとして牢に入れられたのである。あの時私は必ずそこで毒殺されるものと覚悟しておった。ところが如何に乱暴な役人でも、余りひどい悪事は気がひけるものと見えて、毒殺もされずに今日こうしておるが、要するに今日国家を滅亡に導いた責任者は、